

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日

2. 内容

目標：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 2019年4月1日～ 本社における所定外労働の現状把握
- 2020年4月1日～ 本社 従業員に周知
ノー残業デーの実施
- 2021年4月1日～ 社内検討委員会での検討開始
- 2022年4月1日～ 全社における所定外労働の現状把握
- 2023年4月1日～ 全社 従業員に周知
ノー残業デーの実施